令和6年2月6日

都市計画課都市デザイン係

　　　車体の窓及びドアのガラス部分等へのラッピングの取扱いについて

　広島市景観審議会車体ＡＤ専門部会運営要領別添　車体広告の特例許可に係るガイドライン「３⑶・⑷」、

車体ラッピング・デザインの手引き（ｐ３Ｌ下２）関係

車体の窓及びドアのガラス部分等へのラッピングについては、次の要件を満たすよう改正する。

⑴　法令への適合

　　法令の基準は、次表のとおりで、これに適合させる必要があります。

（これにより、ガラス部分へのラッピングは、客室の窓及びドアに限定されることになります。）

法令に適合しない例は、「運転席の前面及び側面への表示」、「（路面）電車における旅客の安全かつ円滑な乗降を確保できない乗降口への表示」、「路線バスの客室における適当な採光が得られない表示」等です。

疑義があるものについては、運輸局に確認してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 運転者に係るもの | 客室 |
| （路面）電車 | 〔乗務員室の窓〕運転に必要な視野を有するもの | 特になし〔旅客用乗降口〕（旅客の安全かつ円滑な乗降を確保） |
| 鉄道に関する技術上の基準を定める省令 | 第72条第2項 | 第74条 |
| 路線バス | 〔前面・側面ガラス〕1 透明で、運転者の視野を妨げるようなひずみのないもの2 可視光線の透過率が70％以上のもの | 適当な採光が得られるもの |
| 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 | 第195条第3項 | 第233条第1項第2号 |

⑵　客室の窓及びドアのガラス部分等の１/２以下の表示

　　乗客の視認性・快適性等を考慮し、客室の窓及びドアのガラス部分等への表示面積は、1面における客室の窓及びドアのガラス部分等の面積の１/２以下としてください。

「窓及びドアのガラス部分等」には、枠部分を含みます。

複数車両ある電車の「1面」とは、全車両の合計です。

⑶　開口率50％以上

　　乗客の視認性・快適性等を考慮し、ラッピングに用いる素材は、開口率50％以上のものとしてください。

素材の説明書に「開口率約50%」と書いてあるものは許容します。

広島市景観審議会車体ＡＤ専門部会運営要領　別添　車体広告の特例許可に係るガイドライン

新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 現行 | 改正 |
| 　広島市景観審議会車体ＡＤ専門部会運営要領別添　車体広告の特例許可に係るガイドライン３　道路交通の安全性への配慮⑴　周囲の車両の運転者の誤認を招くような広告としないこと。（例示）○光、蛍光、反射効果を有する材料を使用するもの等○後部の色がテールランプの色や配置と紛　らわしいもの等○信号機又は道路標識等の効用を妨げるおそれのあるもの等⑵　周囲の車両の運転者の注意力が散漫となる広告としないこと。（例示）○デザイン構成がストーリー性のある数コマ漫画や映像表示となっているもの等○縦書きや一定時間読ませることを目的とした文章等⑶　車両の安全の低下を招くような広告としないこと。（例示）○車体の窓又はドア等のガラス部分に表示するもの　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　等○車体の排気口やスピーカー口をふさぐもの等 | 広島市景観審議会車体ＡＤ専門部会運営要領別添　車体広告の特例許可に係るガイドライン３　道路交通の安全性への配慮⑴　周囲の車両の運転者の誤認を招くような広告としないこと。（例示）○光、蛍光、反射効果を有する材料を使用するもの等○後部の色がテールランプの色や配置と紛　らわしいもの等○信号機又は道路標識等の効用を妨げるおそれのあるもの等⑵　周囲の車両の運転者の注意力が散漫となる広告としないこと。（例示）○デザイン構成がストーリー性のある数コマ漫画や映像表示となっているもの等○縦書きや一定時間読ませることを目的とした文章等⑶　車両の安全の低下を招くような広告としないこと。（例示）○車体の窓又はドアのガラス部分等に表示するもので法令の基準に適合しないもの（「運転席の前面及び側面への表示」、「電車における乗客の安全かつ円滑な乗降を確保できない乗降口への表示」、「路線バスの客室における適当な採光が得られない表示」）等　　　※疑義があるものは、運輸局に確認すること。○車体の排気口やスピーカー口をふさぐもの等⑷　乗客の視認性・快適性を損なうような広告としないこと。（例示）○客室の窓及びドアのガラス部分等について、１/２を超えて表示するもの。開口率が50％未満のもの |

（参考）

広島市景観審議会車体ＡＤ専門部会運営要領第５条

５　ガイドラインは、デザイン協議の概ねの指針として取り扱うものとし、部会において、随時、必要に応じて加筆・修正を加えるものとする。

車体ラッピング・デザインの手引き（平成２３年３月）

新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 現行 | 改正 |
| （ｐ３）■２　公共の乗り物とユニバーサルデザイン　（略）　広島市内を走行するバス事業者は、各社で色分けされ、市民に親しまれていることから、乗客が混乱しないよう車体の前面（フロント）にはラッピングしないようにしています。　このため、車体の前面のバス事業者のＣＩデザインと、側面のデザインの調和が非常に重要になってきます。（詳しくは第２章）（ただし、路面電車は、１社のみのため、全面のラッピング広告デザインは容認しています。）　また、　　　　　　乗客の視認性・快適性等を考慮し、窓面へのラッピングについても禁止しています。 | （ｐ３）■２　公共の乗り物とユニバーサルデザイン　（現行に同じ。）　広島市内を走行するバス事業者は、各社で色分けされ、市民に親しまれていることから、乗客が混乱しないよう車体の前面（フロント）にはラッピングしないようにしています。　このため、車体の前面のバス事業者のＣＩデザインと、側面のデザインの調和が非常に重要になってきます。（詳しくは第２章）（ただし、路面電車は、１社のみのため、全面のラッピング広告デザインは容認しています。）　また、車両の安全、乗客の視認性・快適性等を考慮し、客室の窓及びドアのガラス部分等へのラッピングについては、「法令への適合」、「客室の窓及びドアのガラス部分等の１/２以下の表示」、「開口率50％以上」が必要です。 |

（参考）

車体ラッピング・デザインの手引き　（監修：車体ＡＤ専門部会　発行：広島市　平成23年（2011年）3月）

車体ＡＤ専門部会の審査結果を生かすため、車体ラッピング広告のデザインの指針として作成（ｐ２参照）